

## 第 2 回大田原市庁舎整備等検討委員会において確認された事項

### 1 求められる庁舎像(庁舎のあり方に関する検討評価軸から)

- ・ 市民が利用しやすい、交通の利便性の良い場所にある庁舎
- ・ 全ての課が庁舎内にあり、国県の行政機関にも近接している庁舎
- ・ 誰にでも使いやすい配置やデザインで、ワンストップ機能を備えた庁舎
- ・ 災害に強く、また災害対策本部として機能できる庁舎
- ・ 太陽光パネルや雨水を再利用するなど、エコロジーに対応した庁舎

### 2 求められる庁舎の適正な規模

- ・ 公的基準に基づく庁舎規模や現状の延床面積の比較から、適正な庁舎の規模は延床面積 10,000 m<sup>2</sup>が基準となる。

### 3 考えられる整備手法の条件

- ・ 修繕を行う場合には、耐震補強が不可欠となる。
- ・ 整備手法を考える上で費用の正確な積算は難しいため概算での比較となる。